

おしらせ

令和6年12月

町道除雪事業について

町道の除雪は、下川町維持管理環境事業協同組合が町から委託を受けて全面的に行ってます。冬期間の道路交通確保と安全で迅速な除雪作業を行うため、次のことにご協力をお願いします。

○路上駐車の禁止にご協力ください

路上駐車は、除雪作業に支障をきたすばかりでなく、吹雪や夜間などには事故の恐れがありますので、路上駐車をなくしましょう。



また縁石の段差スロープを設置している方は撤去のお願いをいたします。設置したままだと除雪時に破損してしまう恐れがあるのでご協力をお願いいたします。



○車道へ雪を出さないでください

車道へ雪を出してしまうと、道路がでこぼこになるなど交通事故や道路障害の原因になり、危険ですので車道への雪出しあはやめましょう。

○道路から家庭までの除雪にご協力ください

みなさんの玄関や車庫の前に、どうしても雪が残ってしまう場合があります。玄関から道路までの除雪は、家庭生活のために、みなさんのご協力が必要です。



○除雪車には近寄らないでください

除雪作業中は大変危険ですので、除雪車がきたら近寄らないでください。特に子どもは、運転手から見えないこともあります。除雪車には絶対に近寄らないでください。



<除雪に関するお問い合わせ>

下川町維持管理環境事業協同組合

電話 4-2114

<役場担当課>

町民生活課維持管理係

電話 4-2511（内線252）

■裏面もあります■

自主排雪支援事業について

個人や公区、班などの営利を目的としない人や団体が、宅地内や私道などの排雪作業を町が指定する業者へ依頼した場合、その費用の一部を助成します。

○補助内容

- ・排雪ダンプに係る費用の一部を助成します。
- ・1シーズン中2回まで(12月2日から3月31まで)
※1回あたり5台分を限度とします



排雪ダンプ種類	排雪ダンプ(1台当たり)	助成額(1台当たり)
6t車	6,600円	3,300円
10t車	8,000円	4,000円

○申込み期間等

- ・令和6年3月26日まで
- ・申込み用紙等は、町民生活課または役場総合窓口に備えてあります。
※排雪作業の5日前までに、町民生活課または指定業者へお申込みください。



◆指定業者◆

- ・下川運輸(株) TEL4-2531
- ・下川建設興業(株) TEL4-2597

◆お問い合わせ◆

下川町役場 町民生活課 維持管理係

TEL 4-2511(内線252)
TEL(告知端末) 4-251106